

京都市告示第 167 号

平成 11 年 1 月 26 日付けで認可した本多山会館連合町内会，平成 19 年 6 月 14 日付けで認可した灰方町自治会，平成 7 年 5 月 30 日付けで認可した中川自治振興協議会，平成 24 年 7 月 26 日付けで認可した石田大受町々内会，平成 22 年 12 月 21 日付けで認可した藤ノ木町北部町内会，平成 20 年 12 月 19 日付けで認可した仲西町町内会について，地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により，告示された事項に変更があったとして届出があったので，同条第 10 項の規定により，次のとおり告示します。

平成 30 年 6 月 26 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 本多山会館連合町内会

(1) 代表者の氏名

変更前	変更後
櫻井 裕美	森本 育子

(2) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市東山区泉涌寺東林町 4 3 番地	京都市東山区今熊野南谷町 1 3 番地 7

2 灰方町自治会

(1) 代表者の氏名

変更前	変更後
山口 憲司	西井 博

(2) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市西京区大原野灰方町 4 7 4 番地	京都市西京区大原野灰方町 6 6 1 番地

3 中川自治振興協議会

(1) 代表者の氏名

変更前	変更後
石岡 廣一	清水 啓夫

(2) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市北区中川北山町 2 6 6 番地	京都市北区中川北山町 3 5 1 番地

4 石田大受町々内会

(1) 代表者の氏名

変更前	変更後
吉橋 武彦	浦田 一喜

(2) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市伏見区石田大受町 3 1 番地の 2 8	京都市伏見区石田大受町 3 1 番地の 7 5

5 藤ノ木町北部町内会

(1) 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都市中京区西ノ京藤ノ木町 1 番地	京都市中京区西ノ京藤ノ木町 1 番地の 1 5

(2) 代表者の氏名

変更前	変更後
村田 収	江藤 一博

(3) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市中京区西ノ京藤ノ木町 1 番地	京都市中京区西ノ京藤ノ木町 1 番地の 1 5

6 仲西町町内会

(1) 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都市上京区元誓願寺通堀川東入西 町 4 4 9 番地	京都市上京区元誓願寺通堀川東入西 町 4 5 6 番地

(2) 代表者の氏名

変更前	変更後
吉田 忠史	戸倉 仲士郎

(3) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市上京区元誓願寺通堀川東入西町449番地	京都市上京区元誓願寺通堀川東入西町456番地

(文化市民局地域自治推進室)